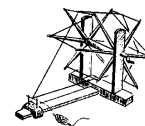


この社会の住民とはだれなのか？



— 7月9日改定入管法施行を前に —

報告： 井上和彦さん（日本国籍のなしくずし剥奪を許さない会）

とき： 2012年6月24日（日）14時～16時

資料代：500円

会場： 調布市文化会館たづくり 10階 1001学習室

（京王線調布駅南口から徒歩5分、調布市役所の北隣りに位置します）

1952年4月28日サンフランシスコ講和条約の発効の日につくられた外国人登録法。以来、日本で暮らす外国人は外国人登録法と入管法の二元管理体制のもと管理・抑圧されてきました。サ条約発効から60年目の今年、7月9日から改定入管法が施行されようとしています。法改定によって何がどう変わるのか。外国人登録法の廃止は何をもたらすのか。人権はどうなるのか。いっしょに学習し、考えましょう。

プロフィール

1998年12月から住民基本台帳法改定＝住基ネット導入に反対する市民運動に参加。コード（共通番号）・カード（ICカード）・ネット（コンピュータネットワーク）を使った監視社会に反対する「やぶれっ！住基ネット市民行動」で活動。2010年「ムルレ」ニュースNo. 125～127に「『堤防』を超えて～玉翠園と在日朝鮮人」寄稿。2010年9月8日にキム・ミョンガンさんが提訴した日本国籍確認訴訟を支援する「日本国籍のなしくずし剥奪を許さない会」の事務局を務める（裁判は2012年4月キムさんが上告し最高裁に係属中）。

調布ムルレの会は、日本に住む韓国・朝鮮人と日本人と一緒に差別のない社会をつくる糸を紡ごうという願いをこめて活動しています。

問合せ先：当会 坂内宗男 (Tel/Fax 0466-22-8015)

文化会館たづくり・調布市グリーンホール案内図

